

# 学校いじめ防止基本方針

兵庫県立姫路工業高等学校

## 1 本校の教育方針

「自律、創造、敬愛」の校訓を根幹にすえた「人づくり」を通して、社会の一員としての自覚を養うとともに他者を思いやることのできる生徒を育てることをめざしている。そのために、全ての生徒が安全かつ安心して学校生活を送る環境をつくり、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、①「いじめ（ネット上のトラブルを含む 以下、同じ）」に対する教職員の共通認識の構築、②「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応のための体制づくり、③保護者や地域社会などとの連携、④「いじめ」解消後の再発防止・未然防止活動の推進などへ組織的に取り組んでいく。これらの取り組みを「学校いじめ防止基本方針」として定める。

## 2 基本的方向

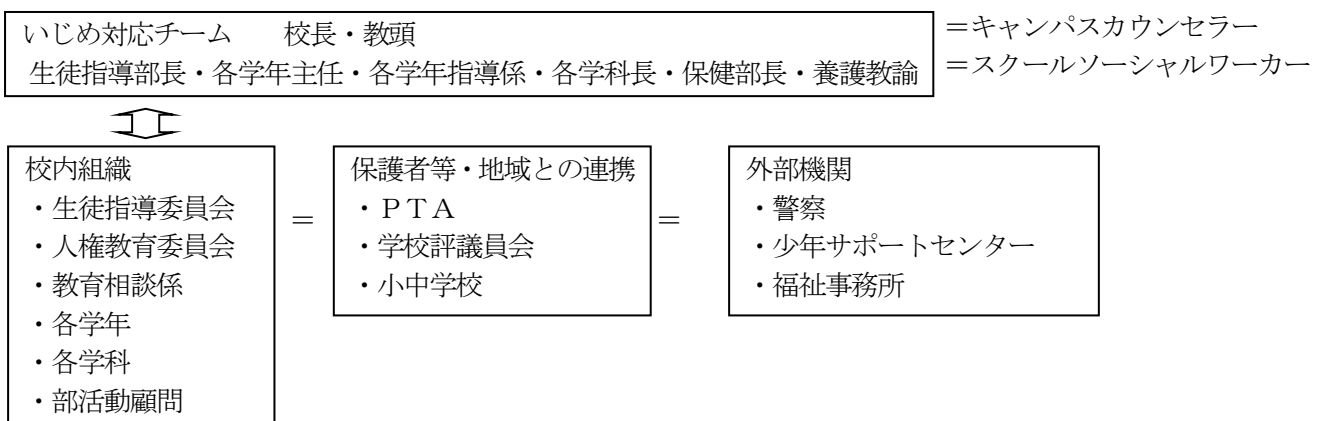
本校は、昭和 11 年に兵庫県立姫路工業学校として創立され、「徳・体・知」の調和のとれた人格形成を図り、元気な兵庫・活力ある学校を目指し「志」を抱き夢の実現に向け未来を切り開く心豊かな生徒の育成を目指している。また、地域貢献活動・ボランティア活動・就業体験等地域や企業との連携を通して、生徒の自主性・自律性・協調性・公共心を育てている。

「いじめ問題」については、すべての教職員が「いじめ問題」には様々な特質があるという認識をもち、生徒相互間の心温まるふれあいを通して心のきずなを深め、思いやりのある温かい人間関係を育み、「いじめを生まない土壌づくり」に向けて、以下の指導体制を構築し、「いじめ」を許さない学校づくりに取り組む。

## 3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

### (1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を下記に定める。



### (2) 未然防止及び早期発見に向けた取組

「気づきメモ」の活用と「生活悩みアンケート」の実施

いじめは、「いつ、どこでも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、日々の教育活動において、生徒の小さな変化を察知し、いじめを見逃さず、教職員の連携を図るために「気づきメモ」を活用する。また、教職員が「常に、生徒が安心して、安全に生活できる学校」であるかを知るために、学期の始めに前学期を振り返り、友人関係などでの悩みや相談の有無をアンケート形式で実施し、必要に応じて個別面談や関係生徒への聴き取りができる体制、教育相談係やキャンパスカウンセラーなどが「心のケア」をできる体制を構築する。

「校外との連携」

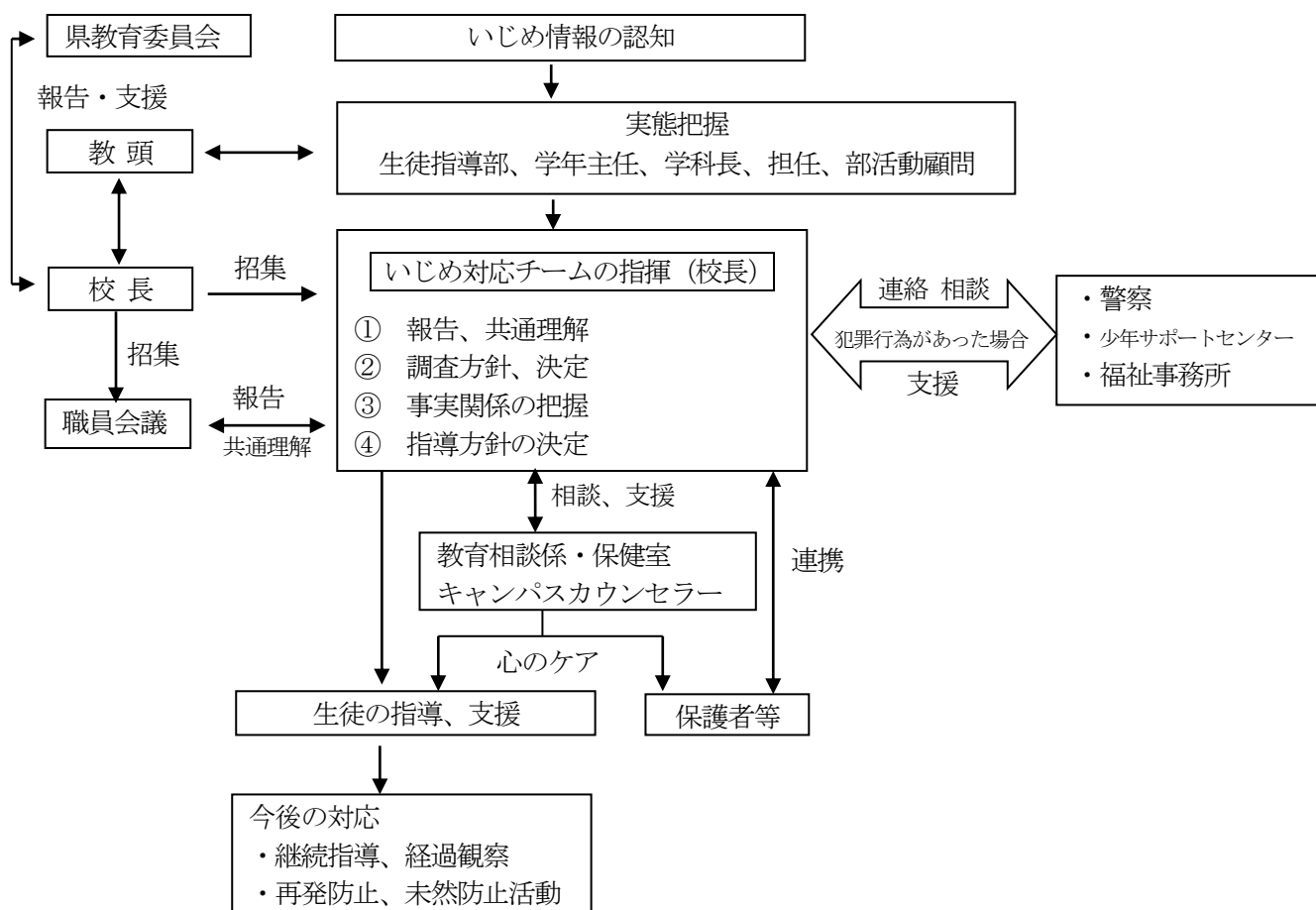
地域ボランティア、高校生ふるさと貢献活動や高校生就業体験活動、小高連携事業などを通して、生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができるような活動の機会を精選し設定していく。

### (3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの情報を認知した場合は、迅速にいじめの解消に向けた組織的対応を下記に定める。

[留意する点]

- ① いじめに関係する生徒の事実確認は、被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、複数の教職員で対応する。
- ② 必要に応じて、クラス、学年、全校を対象としたアンケートを実施する。
- ③ 加害者、被害者双方の保護者に、複数の教職員で直接丁寧に説明を行い、今後の学校の対処方針を伝え協力を求める。
- ④ 教職員の共通理解により、ひとりの教職員が抱え込まないようにする。



#### (4) 重大事態への対応

「重大事態とは」

「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

「重大事態への対応」

校長が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告する。校長の指揮のもと、学校が主体となって、いじめ対応チームに外部の専門家などを加え、連携・協力して組織的に事態の解決に当たる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

#### (5) その他の事項

いじめ防止等については、保護者等・地域とともに取り組む必要があるため、策定した方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等の指導體制・組織的対応が効果的に機能しているかについて「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒・保護者・地域等の意見を取り入れるように留意する。